

2 静岡県の学校における食育推進の基本方針

食育基本法(平成17年6月)

食育推進基本計画(平成18年3月)

食育基本法第17条
都道府県食育推進計画
の作成



静岡県教育委員会では、静岡県教育計画をもとに、こころざしを持ってたくましく生きる子どもの育成を図るため、成長過程にある児童生徒が心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるよう、静岡県食育推進計画の各施策を推進していきます。

静岡県教育計画「人づくり2010プラン」
第Ⅱ部 基本計画 第2章 学校教育の充実
「こころざし」を持った子どもを育てる
1 魅力ある学校づくり (4) 心と体の健康教育の充実

静岡県食育推進計画(平成19年4月)
食を通して人をはぐくむ～0歳から始まるしずおかの食育～

学習指導要領の改訂(平成20年3月)

学校給食法改正(平成20年6月)

静岡県「教育行政の基本方針」(抜粋)
こころざしを持ってたくましく生きる子どもの育成
○健やかな心身の育成
・学校における食育の推進

★学校における食育推進を図るために、今後一層重視していきたい取組★

学校給食を「生きた教材」として活用した食に関する指導の充実

学校給食を活用した児童、生徒、保護者への情報提供等

「学校給食週間」を活用した啓発

学校給食における地場産物の活用

郷土料理や伝統料理等の活用の促進

学校・保育所等における料理体験の実施

「食生活学習教材」「食に関する指導の手引」の活用

学校・保育所等における農作物の栽培体験の実施

学校における指導体制の整備

学校・保育所等における「食育の計画」の作成

静岡県食育推進計画(平成19年4月)取組の体系より